平成２３年（フ）第５９０号
神戸市長田区長田町５丁目３番23号
破産者　三浦　則彦
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木570番地１、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内12番地
破産者　関　　一紀
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９６２号
仙台市泉区将監４丁目29番13―401号、開始決定時の住所仙台市青葉区立町16番22―601号
破産者　及川　幸伸
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
金沢市鳴和台152番地１、従前の住所金沢市尾張町１丁目11番２号
破産者　坂野　　彊
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０６号
金沢市寺中町イ72番地26
破産者　川端　由美（旧姓高井）
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
滋賀県野洲市永原1511番地25
破産者　一色　数美
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０８号
大阪市西淀川区姫島４―11―12　ハイネスコトー姫島公園管理人室、開始決定時の住所和歌山市大川44番地
破産者　大川別館こと　北野　一榮
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
広島県尾道市因島中庄町2121番地２　瀬戸内荘東棟206号
破産者　武重　絵美
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
山口県下関市豊北町大字粟野4933番地15
破産者　久保江正利
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
熊本市石原２丁目１番37号
破産者　東　　優二
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５５号
奈良県生駒郡平群町光ヶ丘２丁目６番19号
破産者　阿部　俊二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８４号
札幌市東区北41条東６丁目３番10―703号
破産者　三村　輝夫
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７６号
北海道中川郡中川町字中川430番地24
破産者　竹澤　幸一
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
開始決定時の住所北海道旭川市西御料３条１丁目２番22号
破産者　安藤　文雄
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２０号
北海道旭川市新富１条２丁目６番19号
破産者　河井　　登
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１９号
仙台市泉区館２丁目８番地の４
破産者　岡田　頼暁
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
静岡県三島市長伏589番地の11、前住所静岡県三島市長伏112番地
破産者　石井　英一
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係